

自然共生サイト保全活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、自然共生サイト保全活動推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「生物多様性」とは、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。
- (2) 「増進活動実施計画」とは、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）（以下、「地域生物多様性増進法」という。）第9条第1項に基づき作成する計画をいう。
- (3) 「連携増進活動実施計画」とは、地域生物多様性増進法第11条第1項に基づき市町村が作成する計画をいう。
- (4) 「自然共生サイト」とは、事業者等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域であって、「自然共生サイト」認定実施要領（令和5年3月27日付環自計発第2303272号環境省自然環境局長決定）第3条第2項の規定により令和6年度までに環境大臣が認定したもの、または、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（令和6年12月18日付環境省、国土交通省、農林水産省告示第1号）第2の1の規程に基づき認定を受けた増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の実施区域のことをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、「増進活動実施計画」及び「連携増進活動実施計画」（以下、「実施計画」という。）の作成等を支援するとともに、自然共生サイト及び実施計画に基づく活動を支援することで、生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）に掲げる2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」の達成に向けた取組を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県内又は鳥取県を区域に含む土地等において実施する別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表1の第1欄1、2（1）及び3（1）に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者
 - (2) 別表1の第1欄2（2）及び3（2）に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する別表2に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表1の第3欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、補助対象経費及び間接補助対象経費（仕入控除税額を除く。）の額に別表1の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 補助事業のうち別表1の第1欄1に掲げる認定申請促進支援の事業実施期間は、交付決定日から同日が属する年度の翌年度の末日までとする。
 - 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、2月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 事業実施場所の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 市町村長は第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業（補助金が間接交付の場合は、間接補助事業）の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 市町村長は、間接補助事業に係る本補助金の支払いをうけたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅延なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(進捗状況報告の時期等)

第13条 補助事業のうち別表1の第1欄1に掲げる認定申請促進支援の補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、交付決定年度の翌年度の4月20日までに、様式第5号により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

(財産の処分制限)

第14条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、生活環境部長が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第15条 市町村長は、第7条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

1 補助事業		2 事業実施主体	3 間接補助率	4 補助率	5 補助限度額
1 認定申請促進支援	実施計画の申請に係る、申請区域の境界・面積等の情報(測量等調査、地元調整等)の収集、生物多様性に関する情報(生物の生息状況調査、既存の調査研究成果の収集等)の収集、及び申請書類の作成、及び市町村が連携増進活動実施計画を策定するために設置する協議会等の開催等	民間団体(民間事業者、地域住民組織、NPO法人等) 市町村	—	1/2	1,750千円
2 保全活動支援	(1) 自然共生サイトの認定を受けた場所及び増進活動実施計画に基づいて行う生物多様性の保全に資する勉強会、情報収集、維持管理作業、モニタリング調査等	自然共生サイトの認定を受けた団体及び増進活動実施計画の認定を受けた団体	—	1/2	500千円 ※回復創出タイプの計画に基づく活動の場合： 1,000千円
	(2) 連携増進活動実施計画に基づき民間団体が行う(1)の取組	民間団体	2/3	1/3	
3 認定サイト活用促進支援	(1) 増進活動実施計画(維持タイプ)の対象地において行うPRに資する取組(パンフレットの作成、看板設置等)、及び対象地を活用して行う環境教育やレクリエーション、グリーンツーリズム、地域活性化等に資する取組	自然共生サイトの認定を受けた団体及びに増進活動実施計画の認定を受けた団体	—	1/2	250千円
	(2) 連携増進活動実施計画(維持タイプ)の対象地において民間団体が行う(1)の取組	民間団体	2/3	1/3	

※「維持タイプ」とは、既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動をいう。

※「回復・創出タイプ」とは、過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動、または、現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出する活動をいう。

※「1 認定申請促進支援」については、初回の計画申請時に限ることとし、計画変更の際には活用できないものとする。ただし、「回復・創出タイプ」の計画から「維持タイプ」の計画に変更する際には活用できることとする。

※「2 保全活動支援」、「3 認定サイト活用促進支援」については、自然共生サイト等の初回の認定年度から5年度までとし、毎年度活用することができることとする。ただし、自然共生サイトの認定された場所において、新たに実施計画が認定された場合は、計画認定年度から5年度までとする。

別表2（第4条関係）

補助対象経費	謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、賃金、委託費、資材購入費（但し、団体等の運営に係る経常的な経費は除く）、振込手数料
--------	---

様式第1号（第5条、第11条関係）

年度自然共生サイト保全活動推進事業計画（報告）書

1 事業主体

事業実施主体の名称・ 代表者氏名	
(担当者・連絡先)	(氏名) (連絡先) 電話 電子メール
自然共生サイトの 申請・認定状況	申請予定(年 月) ・ 認定済(年 月) ※該当するものに○するとともに、時期を記入してください。
実施場所	

2 事業概要

①認定申請促進支援

実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
目的				
計画(実績) の内容				
経費	実施年度	補助対象経費 (算定基準額)	負担区分	
			県補助金	その他
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	合計	円	円	円

②保全活動支援

実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
目的				・維持タイプ ・回復創出タイプ ※該当するものに○
計画(実績) の内容				
経費	補助対象経費 (算定基準額)	負担区分		
		県補助金	市町村補助金	その他
	円	円	円	円

③認定サイト活用促進支援

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
目的			・維持タイプ ・回復創出タイプ ※該当するものに○
計画(実績)の内容			
経費	補助対象経費 (算定基準額)	負担区分	
		県補助金	その他
	円	円	円

4 その他

本補助金以外の補助金等の助成の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※有の場合は活用する補助金名や事業内容、当該補助金の問合せ先を記載すること
消費税の取扱	一般課税業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 ※該当するものに○をしてください。
県内事業者への発注が困難である理由	※委託料(又は工事請負費)で、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ分かっている場合に記載
自然共生サイト企業等連携促進奨励金の希望	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※県内に本拠地を置く団体に限る

5 添付資料

法人定款又は団体規約等、事業実施場所の位置図(縮尺5万分の1以上の地形図)、事業の計画(実績)の状況がわかる図面(縮尺5千分の1以上の概要図)、事業実施場所の天然色写真(事業の実施状況がわかる天然色写真)、事業費の算出方法がわかる資料、その他参考となる資料を添付すること。
 なお、実績報告書として提出する際は、事業費の算出根拠となる資料、事業費の支出状況がわかる資料(領収書等の写し)とし、法人定款又は団体規約等を除くものとする。

様式第2号（第5条、第11条関係）

年度自然共生サイト保全活動推進事業補助金収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

科 目	予算（決算）額	摘 要
県補助金		
市町村費		
自己財源		
その他の収入		
計		

2 支 出

（単位：円）

科 目	予算（決算）額	摘 要
計		

（注）複数年度にまたがる場合は、年度ごとの資金計画を添付すること。（様式は任意）

年 月 日

様

職 氏 名

年度自然共生サイト保全活動推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった自然共生サイト保全活動推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「自然共生サイト保全活動推進事業」とし、その内容は、交付申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、交付申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、自然共生サイト保全活動推進事業補助金交付要綱（令和5年7月11日付第202300092660号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

職 氏 名
（団体にあつては名称及び代表者氏名）

年度自然共生サイト保全活動推進事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があつた自然共生サイト保全活動推進事業補助金について、補助金交付要綱第8条第4項規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

- 5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
（3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

鳥取県知事 様

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分			
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

年 月 日

職 氏名 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度自然共生サイト保全活動推進事業補助金進捗状況報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥
取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

実施内容	
成果	(年 月 日現在)
今後の予定	

2 補助金の執行状況

	算定基準額 (円)	交付決定額 (円)
交付決定		
初年度の実績		
次年度の実施予定		

(注) 実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式で可）を添付すること。